

令和7年9月2日現在

令和7年度安全な農畜水産物安定供給のための包括的レギュラトリーサイエンス
研究推進委託事業
お問い合わせ等に対する回答

共通部分

Q1

研究開始後に、協力者を追加できますか。

研究の途中で、自前で実施できない分析の必要性が生じた際に、他機関の先生を追加できますか、その際の資金はどのように扱うのでしょうか。

契約締結いただいてから研究の開始となりますが、年度内に共同で研究を行う者を追加する場合は、計画の変更手続きが必要となります。

ただ、分析のみを分析機関に依頼したい場合は、外部発注として雑役務費で計上することができます。

Q2

1年目で「筋収縮の試験方法」を、2年目で「筋収縮強度の比較」の研究を実施し、「筋収縮の仕組み」については実施しなくても可能でしょうか。

また、毎年度、公募を行うのでしょうか。

研究実施期間中に、別紙2-1 公募試験研究課題の詳細 研究内容の1から3に記載されている課題全てについて実施いただきます。

初年度となる令和7年度は公募を行います。翌年度以降は随意契約となります。契約は単年となるため、年度ごとに締結いたします。

Q3

研究の途中で、研究の目標達成が困難である等の理由で研究の継続不可となった場合は、それまでにかかった経費の支払は行われますか。

研究課題の遂行が困難となった場合は、委託事業中止申請書（農林水産研究委託事業実施マニュアル、別紙様式第5号）を提出いただき、協議を行います。

協議の結果、契約を解除する場合は、実績報告書を提出し、委託費の額の確定を行い、委託費を精算することとなります。

Q4

ある施設で実施している試験について、研究実施期間の途中で同一企業内の他の施設に実施場所を変更することは可能ですか。

研究の内容によって実施する施設が異なる場合や同一の試験を複数施設で実施する

場合を想定されているのであれば、企画提案書の「1-4 研究の年次計画」、「1-6 研究実施体制図」、「2-1 研究計画」、「2-3 令和〇年度実施体制」、「4 研究実施機関の体制」及び「5-1 研究予算及び研究員の年度展開」にわかりやすく記載していただくことで、変更等の手続きを行う必要はございません。

一方、急遽、予定していなかった試験施設で実施するために変更が必要な場合は、別途、ご相談下さい。

Q5

審査規準のうち、認定取得等による加算の対象でない場合は、認定を受けた研究機関のほうが有利になると考えます。

例年のレギュラトリーサイエンス研究推進委託事業では、認定を受けた応募者が多いのでしょうか。また、採択される課題もそういった認定を受けた研究機関等が多かったりするのでしょうか。

例年、当事業に企画提案いただく研究課題の中には、認定を受けた研究機関からの応募もございます。状況は課題によって異なるため、一概に、そのような研究機関からの課題が採択されるというものではございませんが、本事業を含む競争的研究費制度全体でスタートアップの推進やワーク・ライフ・バランスの取組みを推進しているところです。

Q6

別紙6「企画提案書様式」の中の「4-2 事業実施責任者」の記載方法について確認させてください。

応募要領によれば、研究総括者は「当該試験研究課題について、実施計画の企画立案、研究の実施及び成果の管理を総括する者をいう」となっており、また、単独機関で応募する場合には、「研究総括者及び経理統括責任者を設置すること」と書かれています。

4-2では、研究総括者、経理統括責任者、情報管理統括責任者、研究実施責任者、経理責任者、情報管理責任者を記載することとなっていますが、研究実施責任者は研究総括者と同じでよろしいでしょうか。それとも別途、別の共同研究者を責任者として指名する必要があるでしょうか。

研究実施責任者は、研究総括者と同じで構いません。

個別課題部分

【麦角アルカロイド類の筋収縮作用に基づく毒性評価に関する研究】

Q1

筋収縮強度の測定において、供試する麦角アルカロイドの用量は、研究課題の中で設定していますか。

用量は設定していません。幅広い用量範囲を検討し、麦角アルカロイドによる筋収縮作用が有意に測定できる用量にて評価する必要があります。

(補足)

麦角アルカロイド 12 分子種の筋収縮作用の違いを定量的な手法で実証することを目的としています。そのため、詳細な用量反応データを取得する必要は必ずしもなく、予備試験等（研究内容 1. 筋収縮の試験方法）により決定した特定の用量における分子種間の筋収縮強度比較でも構いません（研究内容 2. 筋収縮強度の比較）。

Q2

今回の研究課題では、小課題が「1. 筋収縮の試験方法」、「2. 筋収縮強度の比較」、「3. 筋収縮の仕組み」で固定されていると理解しましたが、その認識で間違いないですか。

基本的にお考えの認識で問題ございませんが、ご提案の内容が「研究内容」に合致していれば、小課題の立て方は自由です。

もし研究実施期間・予算の範囲内で関連する小課題の追加を予定されておりましたら、小課題 4 として企画提案いただいても構いません。

Q3

本課題について、麦角アルカロイド 12 種が研究対象とあります。なぜ鏡像体 6 種が研究対象となるのでしょうか。通常、麦角菌は鏡像体は生合成しないように思いますが、その認識は間違っているのでしょうか。また鏡像異性体 6 種はどこかで供給・販売されているのでしょうか。

エルゴタミン、エルゴメトリン、エルゴクリプチン、エルゴクリスチン、エルゴシン、エルゴコルニン (*R*-エピマー) 及びこれらのエピマー (*S*-エピマー) を本課題の研究対象とした理由は、これら 12 種類は麦角菌 *Claviceps purpurea* が産生する主要な麦角アルカロイドであり、国際的なリスク評価の対象となったためです。一般的に *R*-エピマーは活性型、*S*-エピマーは非活性型と認識されていますが、近年、*R*-エピマーだけでなく *S*-エピマーも筋収縮作用があることが示唆されています。上記 12 種類の麦角アルカロイドは、分析用標準品として、Romer labs 等の試薬メーカーから購入可能です。